

保存期間 10 年
法務省管在第 1704 号
平成 16 年 3 月 18 日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 増田 暢也

構造改革特別区域基本方針別表に定める特定事業の実施に伴う事務取扱い
について（通達）

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 1 項に基づき閣議
決定された構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）におい
て、「外国企業支店等開設促進事業」が定められたことに伴い、地方公共団体が
設定する特区において当該事業が導入された場合、同特区内に新たに支店等を開
設する準備を行う外国企業の職員に係る在留資格「企業内転勤」について、特例
が認められることとなります。

ついでには、本件特例措置による入国審査事務の取扱いを下記のとおりとし、同
取扱いを 4 月 1 日から実施することとするので、通達します。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

第 1 外国企業支店等開設促進事業の対象となる外国人

1 「外国企業支店等開設促進事業」の概要について

(1) 地方公共団体の設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内
閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後
は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業
に対し地方公共団体等が提供した施設を事業所として使用し、外国企業の
支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に該当する
活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、
それが同在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動
の拠点となる事業所の確保については确实であるものとして扱い、在留資

格認定証明書を交付する。

ア 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、地方公共団体等が外国企業に対し当該特区内においてその事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられていること。

イ 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

ウ 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

（２）上記（１）の申請をする地方公共団体は、上記（１）アの施設を提供する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない

（注）本事業により特例措置を受ける特区については、内閣総理大臣の認定を受ける際に判断されているので、入国・在留諸申請において上記１（１）のアからウに適合しているか否かを審査する必要はない。

なお、認定された内容等については、本省から地方入国管理局長及び同支局長あて通知する。

２ 立証資料について

外国企業支店等開設促進事業により受け入れられる外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の際に提出を求める立証資料は次のとおりとする。

（１）次のいずれかで、外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す資料

ア 案内書又はこれに準ずる文書

イ 事業の開始届出又はこれに準ずる文書

（２）本邦の事業所の概要を明らかにする次の資料

ア 地方公共団体等から提供された施設の概要等を明らかにする資料

（注）地方公共団体以外の機関から施設が提供される場合で、商業・法人登記がなされている場合にあっては、当該登記簿謄本（発行後３か月以内のもの）

イ 今後１年間の事業計画書

（３）外国の事業所における職務内容及び職務期間を証する文書

外国の事業所からの在職証明書等で、転勤前１年間従事した職務内容及び勤務期間を証する文書

（４）外国の事業所の概要を明らかにする次の資料

- ア 商業・法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
- イ 直近の損益計算書の写し
- ウ 案内書

(5) 転勤命令書の写し又はこれに準ずる文書で、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料

(6) 卒業証明書及び職歴を証する次の文書

- ア 卒業証明書又は卒業証書の写し
- イ 申請人の履歴書

3 審査等

(1) 審査

次のいずれにも該当するときは、活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、在留資格認定証明書を交付する。

ア 当該外国人が勤務する外国企業に対し地方公共団体等が提供した施設を事業所として使用するものであること。

イ 当該外国企業の支店等開設準備を行う活動であること。

ウ 従事する業務の内容が入管法別表の「企業内転勤」の在留資格の項の下欄に掲げる活動であること。

エ 「企業内転勤」の在留資格に係る上陸許可基準に適合していること。

(2) 在留資格・在留期間

在留資格認定証明書を交付するときは、在留資格は「企業内転勤」を、在留期間は「1年」又は「3年」とする。

(注) 在留期間は、申請人の活動内容、在留状況等を1年に一度確認する必要がある場合は「1年」とし、それ以外のときは「3年」とする。

第2 報告

地方入国管理局及び同支局の長は、「外国企業支店等開設促進事業」による外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の処分を行ったときは、管下出張所分をとりまとめて、1か月分の件数を別紙書式見本に記入し入管WANにより本省入国在留課（就労審査係）あて報告する。

(注) 従前の報告書式については、本通達による書式に改正する。

本信写し送付先

入国者収容所長